

株主各位

第 122 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2021 年 6 月 3 日
日産自動車株式会社

目次

1. 事業報告の「4. 会計監査人の状況」	… 1 頁
2. 事業報告の「5. 会社の体制及び方針」	… 2 頁
3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	… 9 頁
(参考情報)「連結包括利益計算書」	… 10 頁
4. 連結計算書類の連結注記表	… 11 頁
5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」	… 20 頁
6. 計算書類の個別注記表	… 21 頁

上記の事項は、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nissan-global.com/JP/IR/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

1. 事業報告の「4. 会計監査人の状況」

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査委員会が同意した理由

587 百万円

当社監査委員会において、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

981 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行のためのコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

③ 当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(6) 重要な子会社の状況」に記載）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 解任の決定の方針

- ・ 監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。
- ・ 監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる等、会計監査人による適正な監査の遂行に重大な支障が生じることが予想される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定します。

② 不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況を確認した上で、独立性、専門性、品質管理体制及びグローバル展開している当社事業に対応できる監査能力等の観点から、より高い能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

2. 事業報告の「5. 会社の体制及び方針」

- 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

- (1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①法令に基づく会社の機関設計として指名委員会等設置会社制度を選択した上で、取締役会において、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定を行う。
 - ②効率的で機動的な経営を行うため、原則として業務執行の決定に関する権限(法令で定められた取締役会専決事項に係るものを除く)を大幅に執行役に委譲する。
 - ③執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置する。
 - ④地域及び特定の事業領域に関する事項を審議し議論するマネジメントコミッティを設置する。
 - ⑤クロス・ファンクション活動(機能横断的活動)を進めるため、クロス・ファンクショナル・チーム(CFT)を置いている。CFTは、会社に取り組むべき各種の課題や問題を発掘し、それをライン組織に提案する。
 - ⑥社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役及び使用人の権限と責任を定める権限基準を整備する。
 - ⑦中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。
- (2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①世界中のグループ会社で働く全ての社員を対象として「グローバル行動規範」を策定し、その周知・徹底を図る。
 - ②行動規範の遵守を確実なものとするため、eラーニング等の教育プログラムを充実させる。
 - ③当社の取締役や執行役等を対象に、「取締役・執行役等の法令遵守ガイド」を策定し、その遵守を徹底する。
 - ④反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
 - ⑤当社の役員・従業員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為又はそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
 - ⑥これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、「グローバルコンプライアンス委員会」を設置する。グローバルコンプライアンス委員会が検知したコンプライアンス課題のうち本社執行役及びマネジメントコミッティ議長に関連したものについては、監査委員会に直接報告を行う。
 - ⑦内部通報制度を導入し、社内外に窓口を設置することにより、社員からの意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について直接当社マネジメントに伝えることを可能とし、執行役等のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とする。
 - ⑧社内規程を整備し、教育・研修プログラムを通じて、周知・徹底と啓発を行う。
 - ⑨金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。当社における財務報告にかかる内部統制には、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の

手続を遵守することを含んでいる。プロセスを整備し、適切に運用するべく取り組むとともに、検出された会計及び内部統制に関する不備を適切にフォローアップし、その是正に取り組む。

- ⑩取締役会は、その構成員の過半数及び議長に独立性を有する社外取締役(独立社外取締役)を選任し、執行役からの定期的な報告受領、独立社外取締役のみによる会合の定期開催、筆頭独立社外取締役の設置、事務局の人員・機能の充実化及び独立性確保等の諸策を講じる等して、執行役等の職務執行状況の監督に注力するとともに、その実効性について、3年に一度、第三者評価機関による評価を受ける。
- ⑪監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とし、適切な資質・能力を有する取締役を選任し、執行役等の職務執行状況を監査する。また取締役会の監督機能の実効性についても、適切に監査する。
- ⑫当社及びグループ会社の業務執行に関するプロセス、ポリシー、法令その他の問題について遵守がなされているかの監査を定期的に行うことを目的に、監査委員会の管轄の下、専門の内部監査部門を設置し、有効かつ効率的なグループ・グローバルな内部監査を行う。また、リージョンの内部監査部門を設置し、当社のグローバル内部監査室の統括の下に内部監査を行う。
- ⑬監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で随時連携を行う。
- ⑭ルノーその他の主要株主又はアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社と当社との間における利益相反の可能性に鑑み、当社の代表執行役は、ルノーその他の主要株主若しくは三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役その他の役員職を兼任してはならないものとし、当社の代表執行役就任時に当該役員職に就任している場合には、速やかに兼任を解消するための措置を採るものとする。
- ⑮ルノーその他の主要株主若しくはアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社において取締役、執行役等を務めた経験を有する取締役は、当該勤務経験先と当社グループとの間で利益が相反する可能性のある議案が当社の取締役会に上程される場合には、当該議案の審議及び決議に参加しないものとする。
- ⑯当社・ルノー・三菱自動車間のアライアンスに関する活動については、三社で共同運営する機能に関するものも含め、当社の取締役会、エグゼクティブコミッティ、関係する執行役等の指揮、監督のもと行う。また、関連する意思決定は、権限基準に基づき、当社の取締役会、執行役、又は従業員が法令を遵守し、当社・ルノー・三菱自動車間の利益相反の可能性にも配慮した上で行う。
- ⑰社内組織の新設又は変更にあたり、法務、経理、財務その他の管理部署の牽制機能を阻害する可能性のある権限分掌構造を採用しないものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社に与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「グローバルリスク管理規程」に基づき行動する。
- ②全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等具体的対策を講ずる。
- ③全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講じる。
- ④内部監査部門は、監査委員会の管轄の下、リスクベースの手法による内部統制の状況に対するアシュアランス、及び必要に応じたコンサルティングの提供を目的として、関連する監査基準等に従って監査活動を行う。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①法令及び社内規則の定めるところに従い、当社の執行役の職務の執行に係る文書その他の情報を保存し、適切に管理する。
- ②各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、書面又は電子システムによって決裁し、適切に保存・管理する。

- ③これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な管理を行っており、特に重要な経営会議体に関する資料等については、当社の取締役、執行役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、合理的な範囲で閲覧できる仕組みとする。
- ④情報の作成・利用・管理等に関するポリシーを整備し、情報の適切な保管・管理を徹底のうえ、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①適正かつ効率的で統一的なグループ経営が行われるよう、グループ会社横断的な各種マネジメントコミッティを設置する。
- ②マネジメントコミッティを通じて、グループ会社に対して情報を伝えるとともに、当社の経営方針を共有し、国内外のグループ会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。
- ③各グループ会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定するため、当社は協力する。
- (b) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①グローバル行動規範の下に、グループ各社は各社独自の行動規範を策定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、法令や企業倫理の遵守を図っている。グローバルコンプライアンス委員会では、定期的に国内外のグループ会社の状況をモニターし、さらなる法令及び定款の遵守並びに企業倫理の徹底に取り組む。また、グループ会社でも内部通報制度を導入し、意見・質問・要望等を直接所属会社又は当社に提出する仕組みを整備する。
- ②内部監査部門は、グループ会社の業務執行の監査を実施するとともに、リスクマネジメント、コントロール及びガバナンスプロセスの有効性の評価並びに向上を目的として監査を実施する。
- ③監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行う。
- ④特にグループ会社に対する内部監査その他のモニターの範囲や頻度等については、特定されたリスク、当該グループ会社の規模や業態、重要性等に応じて適宜、合理的な差異を設ける場合があり得る。
- (c) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①グループ会社は、グローバルリスク管理規程に基づき行動する。
- ②グループ全体に影響を与えるグループ会社のリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下具体的対策を講じる。
- ③上記以外のグループ会社のリスクに関するマネジメントは、それぞれのグループ会社が責任をもち、リスクの発生を極小化するために必要な措置を講じる。
- (d) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 上記(a)ないし(c)で述べた体制のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社に求め、その把握に努める。
- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、スタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行する。
- ②当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を必要とする。

- (7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制
- ①当社の監査委員会は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は報告を実施する。
 - ②当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、会社の業績・信用に大きな悪影響を及ぼしたものの、又はそのおそれのあるもの、グローバル行動規範その他の行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれのあるもの、及びこれに準じる事項を発見した場合、速やかに当社の監査委員会に報告する。
 - ③当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。
 - ④内部監査部門は、リスクベースの監査計画及び監査発見事項等を当社の監査委員会に継続的に報告する。
- (b) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
- ①当社の監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行い、グループ各社の監査役は、当社の監査委員会に対して、グループ全体に影響を与える事項を中心に報告を行う。
 - ②グループ会社の役員等及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。
 - ③当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人(内部監査部門に所属する者を含む。)は、上記(5)の体制を通じて報告を受けたグループ各社の事項について、上記(a)のとおり、当社の監査委員会に対して報告を実施する。
- (c) 上記(a)ないし(b)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行う。
- (8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。
- (9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化する。その上で、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名以上置く。
 - ②監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携する。監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行う。内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得る。
 - ③社長兼最高経営責任者を始めとする執行役と監査委員会は、定期的に又は監査委員会の求めに応じて会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

- ④監査委員会は、重要会議等に出席し、意見を述べるができるほか、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
- ⑤監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を行う。

● 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。なお、取締役会は、その責任において、当該体制と方針の実行状況を継続的にモニターしております。また、内部統制について担当する執行役を選定し、かかる執行役が議長を務める内部統制委員会を通じて、継続的に内部統制システムの実行状況、及び改善状況の把握に努めております。

(1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、社外取締役7名を含む12名で構成されており、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定並びに個々の取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っている。当事業年度において取締役会は13回開催された。業務執行の決定に関する権限は、大幅に執行役に委譲されているが、執行の内容をモニタリングするための業務執行報告を当事業年度の取締役会（13回中11回）において毎回実施した。
- ・執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置し、効率的かつ効果的な経営を行っている。
- ・社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、権限基準が整備されており、常に透明性が高く、迅速かつ効果的な意思決定が確保されるよう、当該基準について定期的及び必要に応じ見直し・改定を行っている。

(2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グローバルコンプライアンス委員会の統括のもと、リージョナルコンプライアンス委員会を地域ごとに配置して、違法行為や非倫理的行為を未然に防ぐグローバルな体制を構築している。法令・倫理遵守機能を高めるため、各地域、拠点が連携しながらコンプライアンスの周知徹底と違法行為の未然防止活動に取り組んでいる。グローバルコンプライアンス委員会は当該事業年度においては、7月と11月に開催され、各地域のコンプライアンスオフィサーが参加した。
- ・当社では、グローバルに従業員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、企業活動が正しく行われるよう、グローバルで統一した内部通報制度を導入している。当該内部通報制度は「SpeakUp(スピークアップ)」という名称のもと導入されており、従業員やその他の関係者が匿名で通報し、双方向に秘匿なコミュニケーションを行うことが可能となっている。当社は従業員に対して、行動規範や内部規程の違反行為を報告するように促すとともに、通報者への報復を禁じる方針を定めており、それがコンプライアンス制度の土台となっている。
- ・役員及び従業員がコンプライアンスに関する施策や行動規範の内容を確実に理解・尊重できるよう、積極的にグローバルレベルで研修を行っている。
- ・国内車両製造工場における完成検査に係る不適切な取扱いに関し、当社は再発防止に向けた取組みを進めてきた。2020年4月までに、計画していた全93項目の再発防止策につきその実施が完了し運用を継続している。特に、経営会議メンバーの工場訪問などによる風通しの良い職場づくり、コンプライアンス意識向上のためのコンプライアンスイベントの開催やコンプライアンス教育など、完成検査問題の風化を防止するための取組みを実施し、継続してコンプライアンス強化を図っている。
- ・金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。この取組みにあたり、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の各手続を遵守している。重要な内部統制プロセスは十分に文書化されており、その内部統制の有効性の評価と完全な理解が可能となっている。また、J-SOXで検出された事項に加えて会計監査及び内部監査上の指摘事項にも対処している。すなわち、当社経理部は各リージョンの経理・財務担当部署とともに改

善の進捗や対応状況を定期的に検討するとともに、グローバルコントローラーのもと、内部統制について改善点を有する全てのリージョンと四半期毎にステアリングコミッティを開催している。これによって当社経理部は他のリージョンが直面している課題を理解することができ、関連する分野についての潜在的なリスクを認識することができる。このような情報共有の仕組みにより、既存の課題に対処するだけでなく、問題の未然の防止にも取り組んでいる。また、この取組みの内容は監査委員会委員長にも共有されている。

- ・ 内部監査部署として、独立した組織であるグローバル内部監査機能を監査委員会の管轄の下、設置している。各地域では統括会社に設置した内部監査部署が担当し、販売金融及び IT の分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置している。Chief Internal Audit Officer の統括の下、全ての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施している。内部監査は、監査委員会の承認を受けた監査計画に基づき実施され、監査委員会へ定期的に監査結果を報告している。また、監査結果は関係部署及び役員へ適宜報告している。
 - ・ 当社は取締役会室を設置しており、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための情報収集が円滑・適切に行われ、社外取締役のみによる会合も含めて、執行を監督する立場から当社のコーポレート・ガバナンス及びビジネスに関する事項等について幅広く議論するために、必要な活動運営を行っている。2020 年度の取締役会の実効性については実効性評価を実施し、その評価結果の概要は当社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示する。なお、監査委員会は、かかる取締役会の実効性について、適切に監査を実施し、その結果を取締役会へ報告している。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社はグローバルリスク管理規程に基づき、グループ全体で活動を推進している。具体的には、事業環境の変化に対応するため、プロセスの見直しとともに、リスク管理の専門部署による役員層へのインタビューと各機能部署へのヒアリングを毎年実施、さまざまなリスクの洗い出しに続き、インパクトと切迫度、コントロールのレベルを定量的・定性的に評価し、コーポレートリスクマップの見直しを行っている。そして CEO が議長を務めるコーポレートリスクマネジメント委員会において、全社的に管理すべきリスクとその管理責任者を決定し、責任者のリーダーシップのもと、各リスクへの対策に取り組んでいる。当該事業年度において、コーポレートリスクマネジメント委員会を 2 回開催した。
 - ・ 国内外の連結会社とも連携を深め、グループ全体でリスクマネジメントの基本的なプロセスやツールの共通化、情報の共有化を進めている。
- (4) 執行役の職務の執行に係る 情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 情報セキュリティ全般に対する取組みの基本方針である情報セキュリティポリシーをグローバルに展開し、情報セキュリティ委員会のもと、PDCA を回した対策を図っている。特に、グローバルで発生する社内外の情報漏えい事案については随時捕捉し、タイムリーに情報セキュリティの強化を実施することにより、確実に対応している。同ポリシー徹底のため、情報セキュリティに関する社内教育を継続的に実施し、周知・定着を図っている。当該事業年度において、情報セキュリティ委員会を 3 回開催した。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 各種マネジメントコミッティ、グローバルコンプライアンス委員会、グループ会社監査、グループ各社の監査役を集めての会合等のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社から受けている。
- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、専任のスタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行している。

- ・当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を得ている。
- (7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の監査委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じ、執行役、執行役員及び使用人から、当社及びグループ会社の業務執行に関する報告を受けている。
 - ・当社の監査委員会は、当社及びグループ会社の業務執行に関する監査の結果について、定期的に内部監査部署より報告を受けている。
 - ・当社の監査委員は、主なグループ会社を定期的に訪問しており、その際、各社社長及び役員から業務の執行状況の報告を受けているほか、各社監査役とも意見交換を実施している（訪問に代わり、オンライン形式を活用の上、受けた報告及び実施した意見交換を含む）。また、当社の監査委員会は、グループ各社の監査役との情報及び意見交換を目的とした会合（オンライン形式を活用したものを含む）を定期的実施して連携を図ること等により、グループガバナンスの強化に取り組んでおり、かかる会合でグループ各社の監査役は、年度監査計画及び重点課題の進捗状況等を報告している（当該事業年度においては2回開催した）。なお、グループ各社社長及び役員からの報告、監査役との意見交換及びグループ会社の監査役との定期会合については、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、オンライン形式も活用して実施している。
 - ・グローバル行動規範において、従業員は行動規範の違反を察知した場合には速やかに報告する義務を負っている旨、報告者は報復を受けることのないよう保護される旨定め、周知を図っている。
- (8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設けている。
- (9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化している。その上で、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名置いている。
 - ・当社の監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携している。また、当社の監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行っている。一方、内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告している。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得ている。
 - ・当社の監査委員会委員長である永井素夫は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役と、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議等に出席して、意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び従業員に対して説明又は報告を求めている。同氏が収集した情報については、適時に他の監査委員にも共有されている。
 - ・当社の監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を行っている。

3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	605,814	818,056	4,125,043	△139,262	5,409,651	△16,420	△20,352
会計方針の変更による 累積的影響額			△46,844		△46,844		
会計方針の変更を反映した 当期首残高	605,814	818,056	4,078,199	△139,262	5,362,807	△16,420	△20,352
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△448,697		△448,697		
自己株式の取得				△494	△494		
自己株式の処分				497	497		
連結範囲の変動			198		198		
持分法の適用範囲の変動			238		238		
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		△964			△964		
関連会社の子会社に対す る持分変動		△21			△21		
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						78,322	9,713
当期変動額合計		△985	△448,261	3	△449,243	78,322	9,713
当期末残高	605,814	817,071	3,629,938	△139,259	4,913,564	61,902	△10,639

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	連結子会社の 貨幣価値変動 会計に基づく 再評価積立金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△35,632	△1,046,160	△226,798	△1,345,362	360,484	4,424,773
会計方針の変更による 累積的影響額						△46,844
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△35,632	△1,046,160	△226,798	△1,345,362	360,484	4,377,929
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△448,697
自己株式の取得						△494
自己株式の処分						497
連結範囲の変動						198
持分法の適用範囲の変動						238
連結子会社株式の取得に よる持分の増減						△964
関連会社の子会社に対す る持分変動						△21
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△866	139,960	149,262	376,391	34,749	411,140
当期変動額合計	△866	139,960	149,262	376,391	34,749	△38,103
当期末残高	△36,498	△906,200	△77,536	△968,971	395,233	4,339,826

(参考情報)「連結包括利益計算書」

連結包括利益計算書
(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純損失	△431,929
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	81,335
繰延ヘッジ損益	9,752
連結子会社の貨幣価値変動会計に基づく再評価積立金	△1,309
為替換算調整勘定	152,515
退職給付に係る調整額	149,925
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,217
その他の包括利益合計	390,001
包括利益	△41,928
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△72,306
非支配株主に係る包括利益	30,378

4. 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社	210社	(国内 75社、海外 135社)
国内車両・部品販売会社		神奈川県日産自動車(株)、日産自動車販売(株) 日産部品中央販売(株) 他41社
国内車両・部品製造会社		日産車体(株)、愛知機械工業(株)、ジャトコ(株) 他5社
国内物流・サービス会社		日産トレーディング(株)、(株)日産フィナンシャルサービス、 (株)オーテックジャパン 他20社
在外会社		北米日産会社、日産インターナショナル社、英国日産自動車製造 会社、メキシコ日産自動車会社 他131社
非連結子会社	52社	(国内 38社、海外 14社)
国内会社		ジャトコツール(株) 他37社
在外会社		ジャトコ 韓国エンジニアリング社 他13社

なお、上記の非連結子会社は、総資産・売上高・当期純損益・利益剰余金等を勘案しても比較的小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていない。

(2) 持分法適用会社	44社	
非連結子会社	11社	(国内 6社、海外 5社) ジャトコツール(株) 他10社
関連会社	33社	(国内 18社、海外 15社) ルノー、東風汽車有限公司、三菱自動車工業(株)、日産東京販売 ホールディングス(株) 他29社
持分法非適用会社	50社	
非連結子会社	41社	日産車体コンピュータサービス(株) 他40社
関連会社	9社	日産カーテクノ山口(株) 他8社

なお、上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がない。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況		
連結新規	15社	日産サービスセンター(株) 他14社
連結除外	2社	インドネシア日産配給会社 他1社
持分新規	1社	インドネシア日産配給会社
持分除外	6社	日産サービスセンター(株) 他5社

異動の主な理由は、新規会社はガバナンス強化のため、連結の範囲及び持分法の適用を再検討したことによるものであり、その他の除外会社は株式譲渡等によるものである。

2. 連結子会社の決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は次のとおりである。
 - ・12月31日が決算日の会社・・・裕隆日産汽車股份有限公司、メキシコ日産自動車会社 他25社
- (2) 12月31日が決算日の会社のうち、メキシコ日産自動車会社他17社については、連結決算日における仮決算による財務諸表で連結している。また、裕隆日産汽車股份有限公司他8社については、各社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券……………
- ・満期保有目的の債券…償却原価法
 - ・その他有価証券
時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
 - 時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
- なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。
- ②デリバティブ…………… 時価法
- ③たな卸資産…………… 通常の販売目的で保有するたな卸資産…主として先入先出法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産は主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法を採用している。リース資産(使用権資産を含む)の耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。一部海外関係会社においては、国際財務報告基準(IFRS)第9号及び米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第326号の適用に伴い、金融資産について予想信用損失モデルによる減損を認識している。
- ②製品保証引当金…………… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年~15年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8年~25年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用し、従業員の平均残存勤務期間あるいは従業員の平均余命期間にて費用処理している。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法…………… 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象… ・ヘッジ手段 … デリバティブ取引
・ヘッジ対象 … 主として外貨建債権債務等
 - ③ヘッジ方針…………… 連結計算書類作成会社のリスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。
 - ④ヘッジ有効性の評価方法… ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれん(のれん相当額)は重要性に応じ、20年以内のその効果が発現すると認められる一定の年数にわたって均等償却を行っている。但し、金額が僅少な場合は、すべて発生時の損益として処理している。
2010年4月1日以降に発生した負ののれん(負ののれん相当額)は、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理している。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっている。
- (9) 連結納税制度の適用
連結計算書類作成会社及び一部の子会社は連結納税制度を適用している。
- (10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
連結計算書類作成会社及び一部の国内子会社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、グループ通算制度への移行を創設した改正(令和2年法律第8号)を織り込む前の税法の規定に基づいている。

4. 会計方針の変更

- (1) 米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC) 第326号「金融商品-信用損失」
米国会計基準を採用している海外関係会社において、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC) 第326号「金融商品-信用損失」を当連結会計年度の期首から適用している。
これにより、金融商品の測定方法を見直し、金融資産について現在予想信用損失モデルによる減損を認識している。
当該会計基準の適用については、経過的な取り扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。
この結果、当該会計基準において開示が要求される本基準の適用による影響として、当連結会計年度の貸倒引当金(流動資産)及び繰延税金負債(固定負債)の期首残高は、それぞれ62,965百万円増加(流動資産の減少)、16,121百万円減少し、利益剰余金の期首残高は46,844百万円減少している。
- (2) 社債発行費の会計処理
当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする内外の環境変化に機動的に対応するため、当連結会計年度において、より中長期的な資金確保を目的とした社債発行を実施した。
これに伴い、当連結会計年度より、従来支出時に全額費用として処理していた当社及び国内子会社の発行する社債に係る社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり利息法によって償却する方法に変更した。これは、社債発行費が社債利息と同様に、資金調達費用と考えることができ、また国際的な会計基準における償却方法が利息法であることから、現在の当社グループの資金調達活動の実態をより適切に連結計算書類に反映させるために見直しを行ったものである。
この変更により、当連結会計年度の経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ7,224百万円減少している。なお、当該会計方針の変更は過去の期間の連結計算書類に与える影響額が軽微であるため、遡及適用していない。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用に区分掲記していた「債権流動化費用」は重要性が乏しいため、当連結会計年度より「雑支出」に含めて表示している。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「新型コロナウイルス感染拡大による操業停止等に伴う損失」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。また、特別損失に区分掲記していた「支払補償費」は重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

(会計上の見積り)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表6. 会計上の見積りに記載している。

6. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損損失

当社グループは、事業セグメント(自動車・販売金融)及び相互補完性を考慮した地域区分に基づいて資産のグルーピングを行い、事業用資産の減損損失の兆候の判定、認識及び測定を行っている。減損損失の認識及び測定において将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を、減損損失の測定において割引率を合理的に見積もっている。

将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、経営会議において承認された事業計画に基づいており、過去のマーケットシェアの状況や利益率、第三者による予測データを参考にした地域毎の市場成長率、新型コロナウイルス感染症拡大等を含めた関連する市場動向や現在見込まれる経営環境の変化等を考慮している。正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価額等を参照するほか、一般に入手可能な市場情報を考慮している。割引率は、加重平均資本コストを基に、各国のカントリーリスク等を考慮して算定している。固定資産のうち、当連結会計年度の連結計算書類に計上している有形固定資産は4,378,554百万円である。なお、減損の認識の判定を行った結果、事業用資産に対する新たな資産グループからの減損損失は不要と判断した。遊休資産等については減損損失を9,109百万円を計上している。

資産グループに関連する市場動向、経済環境や会社の事業計画の前提条件に重要な変化が生じ、将来キャッシュ・フローや正味売却価額を修正した場合には、固定資産の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性がある。

(2) 繰延税金資産

将来加算一時差異の解消及び実現可能なタックスプランニングを考慮してもなお残存する将来減算一時差異等に対して、上述した経営会議において承認された事業計画に基づき、将来の課税所得を合理的に見積もったうえで、繰延税金資産の回収可能性評価を行っている。当連結会計年度の連結計算書類に計上している繰延税金資産の純額は162,298百万円である。

市場の動向、経済環境や会社の事業計画の前提条件に重要な変化が生じ、将来の課税所得の見積額を修正した場合、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性がある。

(3) 貸倒引当金

当社グループは、金融債権等の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能となる金額について過去実績を基礎として見積り、貸倒引当金として計上している。回収不能額を見積もる際には、顧客の信用リスクや担保資産価値について評価している。また、新型コロナウイルス感染症拡大などにより経済指標の著しい悪化が見込まれる等、外部環境の変化により、債権の信用リスクが変動した場合には、必要に応じて、過去実績を基礎とした見積りに対し補正を加えて算定している。例えば、過去の実績に基づく見積りが市場予測と大きく異なる場合や、個別の信用リスクや担保資産の価値が毀損した場合には、見積りと実績に差が生じ、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性がある。

国際財務報告基準(IFRS)第9号及び米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第326号を適用している海外関係会社においては、予想信用損失モデルによる減損に基づき貸倒引当金を認識している。IFRS 9においては、信用リスクに応じてステージを分類した上で、予想信用損失を算定する

のに対し、ASC326においては、ステージの分類はせず、全ての金融債権について残存期間の予想信用損失を算定する。将来発生すると予測されるデフォルトによる信用損失は現在価値で測定することが求められている。IFRS及びASCにおける引当金は、過去の実績、中古車価格、失業率やインフレ率などのマクロ経済要因の予測など、信用リスク評価の前提条件の変動によって増加する可能性がある。

当連結会計年度の連結計算書類に計上している販売金融事業の貸倒引当金は164,293百万円である。

(4) リース車両残価損失

主として北米地域の関係会社において、リース期間の終了したリース車両の売却収入が、リース期間の終了時における当該資産の帳簿価額を下回る場合に生じる損失に備えるため、オペレーティング・リースにおける車両に対し残価損失を見積計上している。当連結会計年度の連結計算書類の機械装置及び運搬具（純額）に計上されているリース車両残価損失は149,175百万円である。

このような残価損失は、見積残存価額が更に減少した場合、減価償却費の増加として認識することになる。残存価額の更新は、中古車販売実績、リース車両の車両返却率、新車販売動向、中古車の供給状況、顧客の嗜好、マーケティング戦略、一般的な経済状況等、多くの要因に基づいて行われるが、これらに限定されるものではない。なお、中古車市場価格が下落し減損の兆候が識別され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、リース車両の減損が発生する可能性がある。

(5) リコール等の市場措置費用

当社グループは、届出等に基づく市場措置が必要と認められ、市場措置に係る支出の発生可能性が高くかつ合理的に見積もることができる場合に、製品保証費用の見積りとは別に、その見積額を未払費用として計上している。費用の見積りにおいては、対象となるモデルの市場流通台数、市場措置の予想実施率、台当たり市場措置金額及び付帯費用に基づいて将来予想される発生見込額を算定している。なお、市場措置の予想実施率については、販売地域、ブランド、車齢別の過去実績等に基づき見積りを行っている。当連結会計年度の連結計算書類に計上しているサービス保証料は113,863百万円である。

四半期毎に市場措置の推移を確認し、実際の発生が見積りと異なることがあり、未払費用の追加計上もしくは取崩を行う可能性がある。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産	
販売金融債権	1,818,744百万円
機械装置及び運搬具（純額）	768,261
計	2,587,005

(2) 上記担保資産の対象となる債務	
長期借入金	1,501,986百万円
(1年内返済予定を含む)	

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	5,687,422百万円
(内、リース資産)	134,862百万円)

3. 保証債務等の残高

(1) 保証債務残高	19,778百万円
	(内、従業員向け 19,154百万円、その他 624百万円)
(2) 保証予約残高	15百万円

4. 偶発債務

・タカタ製エアバッグ・インフレーターに関連した訴訟

主に米国及びカナダにおいて、タカタ製エアバッグ・インフレーター(膨張装置)に関連した様々な集団訴訟と民事訴訟、また州等による訴訟が、当社及び連結子会社と他の自動車製造会社に対して提起されている。訴訟は、エアバッグ・インフレーターの欠陥を主張し、原告が費やした費用や原告の主張する車両の価値の下落などの経済的損失等、さらに特定のケースでは人身傷害に対して、損害賠償や懲罰的損害賠償を請求している。米国における集団訴訟の多くは、フロリダ州南地区連邦地方裁判所に移送され、連邦広域係属訴訟（以下「MDL」という。）として統合された。当社と北米日産会社は、MDLにおいて係争中の米国における集団訴訟を解決することになると見込まれる、顧客を重視した多数のプログラムによる和解提案について同意した。2017年9月、MDLの裁判所は提案された和解案を暫定的に承認した。和解金の支払い予定額87.9百万ドルが4年間に亘って支払われる。2018年2月、同裁判所は和解案を最終的に承認した。現時点では、上記以外に進行中の訴訟もあるが、将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないために、当該偶発事象に係る損失について引当金は計上していない。

・有価証券報告書の虚偽記載に関連した訴訟

過去の有価証券報告書の虚偽記載の結果、現在訴訟に発展している案件がある。今後の進行状況等によっては、当社の連結業績に影響が生じる可能性があるが、現時点では当該訴訟の影響額を合理的に見積もることができない。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,220,715千株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項なし。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項なし。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、リスクを適切なレベルに維持しつつ資金の運用管理を効果的に行うことを目的として、短期的な預金や適格な現先取引等を行っている。

資金調達については、短期・長期の銀行借入れ、社債、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化による調達など、流動性リスクを低減する為に調達手段の多様化を行っている。

当社グループは、製品販売の対価として受取手形や売掛金を保有しており、契約に基づいた販売条件により資金回収を行っている。また、製品の開発・製造、販売に必要な部品・資材・サービスを調達しており、各種支払い条件に基づいた期日の債務を保有している。

デリバティブ取引は、主として外貨建債権債務の為替変動リスクの回避、有利子負債の金利変動リスクの回避、及びコモディティの価格変動リスクの回避を目的としてグループ内のリスク管理規定に基づき行っており、投機目的の取引は行っていない。

販売金融事業においては、厳格な与信審査により顧客へのオートローンやリース、ディーラーへの在庫金融や運転資金ローンなどを中心とした金融サービスを提供している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,871,794	1,871,794	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	518,451 △6,211		
	512,240	512,240	—
(3) 販売金融債権(*2) 貸倒引当金(*1)	6,178,779 △165,635		
	6,013,144	5,988,496	△24,648
(4) 有価証券及び投資有価証券	727,800	706,789	△21,011
(5) 長期貸付金 貸倒引当金(*1)	11,572 △1,992		
	9,580	9,580	—
資産計	9,134,558	9,088,899	△45,659
(1) 支払手形及び買掛金	1,501,972	1,501,972	—
(2) 短期借入金	1,016,504	1,016,504	—
(3) コマーシャル・ペーパー	6,749	6,749	—
(4) 社債(*3)	2,561,513	2,661,515	△100,002
(5) 長期借入金(*3)	3,895,474	3,899,499	△4,025
(6) リース債務(*3)	118,992	118,721	271
負債計	9,101,204	9,204,960	△103,756
デリバティブ取引(*4)	(6,341)	(6,341)	—

(*1) 受取手形及び売掛金、販売金融債権及び長期貸付金に個別に計上された貸倒引当金は控除している。

(*2) 販売金融債権の連結貸借対照表計上額は、割賦繰延利益等35,018百万円を控除したものである。

(*3) 社債、長期借入金及びリース債務には、流動負債における1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務をそれぞれ含んでいる。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって

いる。

(3) 販売金融債権

これらの時価は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローに対し、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。非上場外国投資信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 長期貸付金

これらの時価は、個々の貸付金ごとの将来キャッシュ・フロー(元利金)を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値により算定している。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって

いる。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(5) 長期借入金、並びに(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

割引現在価値等により算定している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額563,439百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、国内及び海外において、賃貸等不動産を所有しており、主に自動車及び部品の販売店舗等を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
111,992	122,524

(注1) 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,007円 80銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△114円 67銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、当社が保有するダイムラーAG株式の全部を売却することを2021年5月5日に決定し、1,508億円にて株式売却を行った。当社は、本件株式売却による取得資金を、電動化の促進に向けた投資など、事業競争力を更に強化し、高めていくための原資として活用していく予定である。これに伴い、翌連結会計年度において、投資有価証券売却益76,094百万円を特別利益に計上する見込みである。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を四捨五入して表示している。

5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書
(自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					買換資産 圧縮積立金	特別償却 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	605,813	804,470	184	804,654	53,838	54,079	10	487,569	595,498
当期変動額									
買換資産圧縮積立金の取崩						△263		263	—
特別償却積立金の取崩							△3	3	—
当期純損失(△)								△72,629	△72,629
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計						△263	△3	△72,361	△72,629
当期末残高	605,813	804,470	184	804,654	53,838	53,815	7	415,207	522,869

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッ ジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△28,754	1,977,211	△18,601	—	△18,601	1,958,610
当期変動額						
買換資産圧縮積立金の取崩						—
特別償却積立金の取崩						—
当期純損失(△)		△72,629				△72,629
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			81,373	△30	81,343	81,343
当期変動額合計	△1	△72,630	81,373	△30	81,343	8,712
当期末残高	△28,756	1,904,581	62,771	△30	62,741	1,967,322

6. 計算書類の個別注記表

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券 ……………満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
①時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
②時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。
- (2) デリバティブ ……………時価法
- (3) たな卸資産 ……………先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 ……………定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数、残存価額は実質的残存価額によっている。
- (2) 無形固定資産 ……………定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。
- (3) リース資産 ……………定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額によっている。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
- (2) 製品保証引当金 ……………製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。
- (3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、退職給付引当金又は前払年金費用を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用している。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。
- (4) 関係会社事業損失引当金 ……………関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段 … デリバティブ取引
ヘッジ対象 … 主として外貨建債権債務等
 - ③ ヘッジ方針……………リスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。
 - ④ ヘッジ有効性の評価方法…ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。
- (2) 退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。
- (3) 消費税等の会計処理 ……………消費税等の会計処理は税抜方式によっている。
- (4) 連結納税制度の適用 ……………連結納税制度を適用している。
- (5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、グループ通算制度への移行を創設した改正（令和2年法律第8号）を織り込む前の税法の規定に基づいている。

6. 会計方針の変更

(社債発行費の会計処理)

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする内外の環境変化に機動的に対応するため、当事業年度において、より中長期的な資金確保を目的とした社債発行を実施した。

これに伴い、当事業年度より、従来支出時に全額費用として処理していた当社の発行する社債に係る社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり利息法によって償却する方法に変更した。これは、社債発行費が社債利息と同様に、資金調達費用と考えることができ、また国際的な会計基準における償却方法が利息法であることから、現在の当社の資金調達活動の実態をより適切に計算書類に反映させるために見直しを行ったものである。

この変更により、当事業年度の経常利益は7,224百万円増加、税引前当期純損失は7,224百万円減少している。なお、当該会計方針の変更は過去の期間の計算書類に与える影響額が軽微であるため、遡及適用していない。

7. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示していた「関係会社株式売却損」は、金銭的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

(会計上の見積り)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表8. 会計上の見積りに記載している。

8. 会計上の見積り

(1) 固定資産の減損損失

連結計算書類の連結注記表 6. 会計上の見積り (1) 固定資産の減損損失に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。固定資産のうち、当事業年度の計算書類に計上している有形固定資産は718,015百万円である。なお、減損の認識の判定を行った結果、事業用資産に対する追加の減損損失の認識は不要と判断した。遊休資産や処分が決定された資産については942百万円を計上している。

(2) 繰延税金資産

連結計算書類の連結注記表 6. 会計上の見積り (2) 繰延税金資産に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。当事業年度の計算書類に計上している繰延税金資産の純額は46,297百万円である。

(3) リコール等の市場処置費用

連結計算書類の連結注記表 6. 会計上の見積り (5) リコール等の市場処置費用に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。当事業年度の計算書類に計上しているサービス保証料は48,276百万円である。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,433,992百万円
(内、リース資産 62,551百万円)

2. 保証債務等の残高

(1) 保証債務

被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
従業員	※ 18,034	借入金(住宅資金)の債務保証
英国日産自動車製造会社	95,950	借入金(設備資金)の債務保証
カナダ日産自動車会社	40,000	借入金(販売金融資金)の債務保証
日産サウスアフリカ会社	363	借入金(運転資金)の債務保証
計	154,347	※貸倒実績率を基に貸倒引当金を計上している。

(2) 保証予約

被保証者	保証予約残高 (百万円)	被保証債務の内容
ひびき灘開発(株)	15	借入金の保証予約

(3) キープウェル・アグリーメント

当社は上記のほか以下の子会社と信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。

各金融子会社等の2021年3月末の債務残高は次のとおりである。

対象会社	対象債務残高(百万円)
米国日産販売金融会社	3,186,295
(株)日産フィナンシャルサービス	558,000
カナダ日産自動車会社	372,771
豪州日産販売金融会社	315,928
ニッサンリーシング(タイランド)社	94,250
ニュージーランド日産販売金融会社	23,600
計	4,550,846

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	337,982百万円
短期金銭債務	833,038
長期金銭債務	8,727

4. 偶発債務

・有価証券報告書の虚偽記載に関連した訴訟

過去の有価証券報告書の虚偽記載の結果、現在訴訟に発展している案件がある。今後の進行状況等によっては、当社の業績に影響が生じる可能性があるが、現時点では、当該訴訟の影響額を合理的に見積もることができない。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,986,609百万円

営業費用

1,068,379

営業取引以外の取引による取引高

454,917

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

28,437千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損、研究開発費、繰越欠損金、未払費用、繰越外国税額控除であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券差額金、租税特別措置法上の諸積立金である。

なお、繰延税金資産から控除されている評価性引当額は402,209百万円である。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
子会社	北米日産会社	所有 直接100%	当社製品の販 売先役員の兼 任	売上高 受取配当金 資金の貸付	624,487 157,050 337,340	売掛金 — 関係会社 長期貸付金	63,932 — 298,917
子会社	日産車体㈱	所有 直接 50.01% 間接 0.01%	当社製品の一 部を製造委託	仕入高	218,859	買掛金 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	73,891 11,950 7,039 1,545
関連会社	三菱自動車工業㈱	所有 直接 34.06%	当社製品の一 部を製造委託 役員の兼任	仕入高	30,738	買掛金 電子記録債務 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	32,428 39,587 92 21,950 8
子会社	日産インターナショナル社	所有 直接100%	当社製品の販 売先	資金の借入 増資の引受	230,089 189,385	短期借入金 関係会社 長期借入金	191,110 58,410
子会社	日産(中国)投資有限公司	所有 直接100%	当社製品の販 売先	資金の借入 受取配当金	74,874 87,131	短期借入金	57,360 —
子会社	ニッサンアシユアランスホールディング社	所有 直接100%	関係会社の株 式を保有	受取配当金	104,155	—	—
子会社	日産ファイナンス㈱	所有 直接100%	当社の国内子 会社への融資 の為の資金貸 借	資金の借入 資金の貸付	305,651 —	短期借入金 関係会社 長期貸付金	227,864 345,421
子会社	ニッサンインターナショナルホールディングビービー	所有 直接100%	関係会社の株 式を保有	資金の貸付	136,073	関係会社 長期貸付金	142,057
子会社	エヌアールファイナンスメキシコ	所有 間接100%	当社製品の販 売金融の為の 貸付	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	58,410
子会社	英国日産自動車製造会社	所有 間接100%	設備投資に伴 う資金借入の 保証等	保証債務	95,950	—	—
子会社	米国日産販売金融会社	所有 間接100%	当社製品の販 売金融の為の 保証等	保証債務等 (ル・アグリ メント)	3,186,295	—	—
子会社	㈱日産フィナンシャルサービス	所有 直接100%	売掛債権の売 却及び当社製 品の販売金融 のための保証 等	債権売却 保証債務等 (ル・アグリ メント)	1,099,610 558,000	— —	— —
子会社	豪州日産販売金融会社	所有 間接100%	当社製品の販 売金融の為の 保証等	保証債務等 (ル・アグリ メント)	315,928	—	—
子会社	カナダ日産自動車会社	所有 直接 90.91% 間接 9.09%	当社製品の販 売金融の為の 保証等	保証債務等 (ル・アグリ メント)	372,771	—	—
子会社	ニッサンリーシング(タ イランド)社	所有 直接 67.21% 間接 32.79%	当社製品の販 売金融の為の 保証等	保証債務等 (ル・アグリ メント)	94,250	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 製品及び部品の販売については、市場価格・総原価等を検討の上決定している。
- (2) 製品の購入については、提示された見積価格、現行製品の価格及び当社製品の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定している。
なお、部品の支給等は仕入高と相殺されており、その額は当社の原価から算定した価格を基に、交渉の上決定している。
- (3) 当社は、グループ企業との金銭貸借を行っており、利率については市場金利を勘案の上、決定している。
- (4) 100%子会社からの受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定している。
- (5) 売掛債権の売却については、販売会社のユーザンス期間に応じ、市場金利を勘案して、債権売却の割引率を決定している。

その他

- (1) 日産ファイナンス㈱に対する資金の借入は、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、取引金額は期中の平均残高を記載している。
- (2) 子会社の借入金等に対して債務保証をしている。
また、債務保証の一環として、信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	469円 27銭
1株当たり当期純損失(△)	△17円 32銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、当社が保有するダイムラーAG株式の全部を売却することを2021年5月5日に決定し、1,508億円にて株式売却を行った。当社は、本件株式売却による取得資金を、電動化の促進に向けた投資など、事業競争力を更に強化し、高めていくための原資として活用していく予定である。これに伴い、翌事業年度において、投資有価証券売却益76,094百万円を特別利益に計上する見込みである。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示している。